



市営住宅での移動販売について

日常の買い物が困難な入居者の生活を支援すると共に、利便性の向上を図ることを目的として、市営住宅団地内の公共スペースを活用した移動販売事業を下記のとおり実施いたします。

- 受付開始 令和4年4月1日（金）
- 事業概要 市営住宅団地内で食料品等の移動販売を希望する事業者の申請に対し、市が許可することにより実施
- 販売品目 食料品や日常生活用品
- 販売場所 市営住宅団地内の公共スペース（空き駐車区画等を有効活用）



【問い合わせ】
都市整備部 建築住宅課 住宅係
担当 松島
TEL 0277-46-1111（内線633）